

揖保川流域懇談会規約

(趣旨)

第 1 条 本規約は、「揖保川流域懇談会」（以下「懇談会」という）の設置について、必要な事項を定めるものである。

(目的)

第 2 条 懇談会は、近畿地方整備局長（以下「整備局長」という）が設置し、揖保川水系河川整備計画（国管理区間）（以下「河川整備計画」という）に基づく事業の進捗やその点検結果について意見を述べることを目的とする。

(組織等)

第 3 条 懇談会の委員は整備局長が委嘱する。  
2. 委員の任期は原則 3 年とし、再任を妨げない。  
3. 委員の追加について、必要と認める場合には懇談会に諮り整備局長に要請できる。なお追加された委員の任期は、他の委員と同じとする。

(座長)

第 4 条 懇談会には座長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。  
2. 座長は会務を総括し、懇談会を代表する。  
3. 座長に事故がある時は、座長が予め指名した委員がその職務を代理する。

(議事等)

第 5 条 懇談会は、座長の指示により事務局が招集する。  
2. 懇談会は、委員総数の過半数以上の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は認めない。  
3. 懇談会は、出席委員の過半数をもって意思決定を行う。なお、少数意見があればこれを付す。  
4. 懇談会は、必要に応じて委員以外に意見を聴くことができる。

(情報公開)

第 6 条 懇談会及び懇談会審議に関する情報は原則として公開とし、情報公開の方法については懇談会でこれを定める。

(事務局)

第 7 条 懇談会の事務局は、近畿地方整備局姫路河川国道事務所が行うものとし、以下の業務を行う。  
1) 会議資料の作成  
2) 議事録の作成  
3) 会議内容のとりまとめ及び公表資料の作成  
4) その他

(規約の改正)

第 8 条 本規約の改正は、委員総数の過半数の同意を得てこれを行う。

(雑 則)

第 9 条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

付則

(施行期間)

この規約は、平成 28 年 2 月 18 日から施行する。